

就学相談ガイド



令和6年
千代田区教育委員会



目 次

1	千代田区の就学相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	千代田区の特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	都立特別支援学校＜東京都の就学相談＞・・・・・・・・	9
4	千代田区周辺の都立特別支援学校（小学部・中学部）一覧・・・・・・・・	11
5	就学先が決まったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7	相談・支援の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
8	資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9	引用・参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32



1 千代田区の就学相談

(1) 就学相談とは

お子様の成長の可能性を最大限に伸ばし、本人に必要なものは何かを考え、生き生きと学校生活を送るための学びの場について、保護者の方と一緒に考えるものです。

(2) 就学相談の主な目的

- ・子どもの健康、学習、発達、成長、地域での受け入れという観点での相談
- ・就学先について、医療福祉など教育以外の情報も含めた情報提供
- ・必要な教育環境の整備を行い、就学先での合理的配慮を提供

(3) 対象

千代田区に住所があり、次に該当するお子様の成長のこと、障害のことが原因で教育に不安のある方

- ①次年度小学校へ入学する年齢のお子様
- ②現在、小学校6年生のお子様
- ③現在、就学猶予または免除の措置を受けている学齢児童・生徒で、次年度就学を希望するお子様
- ④現在、都立特別支援学校小学部第6学年に在籍する児童で、区立中学校への就学を希望し、在籍校長、都教育委員会が区立中学校への就学が適当と判断したお子様

(4) 就学相談の主な流れ（小中学校入学前の場合）

相 談 受 付	電話またはメールにて面談の日程調整を行います。 千代田区立児童・家庭支援センター 発達支援係 (電 話) 03-5296-9281 (メール) hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp
面 談	児童・家庭支援センターにてお子様の成長の様子や園、学校及びご家庭での様子や就学先のご希望についてお話を伺い、必要な資料等についてご説明します。
在 籍 園 ・ 在 籍 校 訪	児童・家庭支援センターから指導課へ必要な情報を引き継ぎ、専門家が園や学校等に訪問します。また、園や学校等にお子様の様子を伺う質問用紙への記入をお願いしています。
専 門 家 か ら の 意 見 聴 取	相談の資料やお子様の様子をもとに、医学・心理学・教育学等の総合的な観点からお子様にとって望ましい教育の場について検討します。
保 護 者 の 方 へ の 連 絡 ・ 相 談	検討結果を受けて、就学先について提案します。 保護者の方の意向を踏まえ、就学先についての相談を継続し、必要に応じて見学や体験入級、面談等を行う場合もあります。
就 学 先 の 決 定	教育委員会が入学通知書を保護者の方へお送りします。
就 学 後 の フ ォ ロ ー ア ッ プ	学校において、校内委員会などの相談支援体制を整備し、就学後の適応状態や障害の状態の改善の様子を把握し、継続的に教育相談・指導を行います。 専門家が学校に訪問し、就学後の様子を観察し、必要に応じ学校、保護者へ連絡し、教育の場の変更を含め、適切な指導や必要な支援の方法等の見直しを提案・相談します。

2 千代田区の特別支援教育

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。知的な遅れのない発達障害も含めて、学校生活に特別な支援を要する児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることから、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても特別支援教育が行われることになります。

【合理的配慮】

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。

この変更・調整は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定され、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において、均衡を失した、又は過度の負担を課さないものと定義されています。

例えば・・・

- ① 自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。
- ② 発音が不明瞭な場合に、代替手段によるコミュニケーションを行う。

【インクルーシブ教育システム】

障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り、同じ場で共に学ぶことを追求していくとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確な指導が提供できるよう連続性のある「多様な学びの場」を充実・整備することが重要です。インクルーシブ教育の更なる推進のためには、共に学ぶ活動の充実や教育的ニーズの変化に応じて学びの場を変更できるよう、「多様な学びの場」が円滑に接続することによる学びの連続性の実現が必要です。



(1) 通常の学級で行われる支援

「黒板の板書の色について配慮する」「見えにくいので席を前の方にする」等が、通常の学級での支援の例として挙げられます。

就学相談を通じてお子様に必要な配慮や支援を検討し、就学予定の学校に事前に引継ぎをすることができます。それをもとに学校との面談時に可能な支援や配慮について確認していただくと、お子様の学校生活を円滑にスタートさせることにつながります。

(2) 通級による指導

① 通常の学級 + ことばの教室（言語障害通級指導学級）

ことばの教室とは・・・ ※千代田小学校にのみ設置

「サ行がタ行になる等の発音の歪みがある」「吃音がある」「語彙が少ない」等、全般的な知的発達に遅れはないものの、言葉の面で困り感がある場合、千代田小学校に設置された「ことばの教室」において週8時間以内で、改善のための指導を受けることができます。

通 級 指 導 学 級 (ことば の 教室)

※小学生のみ

通常の学級に在籍し、話す、聞くことなどに課題のある児童を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。

「ことばの教室」は千代田小学校内に設置しているため、千代田小学校以外の小学校に在籍している児童は、保護者等の送迎で「ことばの教室」に通います。担当教員の他、必要に応じて巡回アドバイザーも支援にあたります。

ことばの教室の対象となる児童

知的発達に遅れがなく以下の障害がある児童のうち、通常の学級において概ね学習することができ、一部障害に応じた特別な指導を受けることを必要とする児童

構音障害

口蓋裂、構音器官のまひ等により器質的または機能的に言葉をはっきり発音できない児童

言語発達の遅れ

話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童

吃音

言葉の一部を繰り返す、引き伸ばす、つまるといった言葉のどもりや、言葉を出そうとして力が入る、首や手足を動かす随伴症状がある児童

◀指導内容と身に付ける資質・能力の例▶

- 発音練習や吹く・吸う等の練習、口まわりの運動等をする
→運動機能を高め、話し方を身に付ける
- 音や言葉を正しく聞き取る練習をする
→正しく構音できる力を身に付ける
- 様々な文章表現に触れ、文章を作ったり話したりする
→語彙を増やし、心情や体験を表現する力を身に付ける

【参考】日本語指導について

帰国・外国児童又は生徒に対し、日本語の習得状況に応じて特別な指導を行います。

日本語を用いて学校生活を営むとともに学習に取り組むことができるようにすることを目的としています。

② 通常の学級 + 特別支援教室

特別支援教室とは・・・ ※全ての区立学校に設置

「友だちとのコミュニケーションに課題がある」「落ち着きがない」「文章を聞いて理解できるが、読むことが難しい」等、知的発達に遅れはないものの、学習に取り組みにくかったり、友だちとトラブルがあったりするような場合、在籍している学校の中に設置された「特別支援教室」において週8時間以内で、改善のための指導を受けることができます。特別支援教室で指導する教員は、各学校を巡回して指導します。

特 別 支 援 教 室

通常の学級に在籍する、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に発達の状態に応じた指導を行います。児童・生徒は、最大週8時間まで、授業の時間に在籍校の特別支援教室で指導を受けることができます。

指導の際は、特別支援教室担当教員が各学校を巡回し、学級担任と連携の上、指導を実施します。九段中等教育学校（後期課程）においては、年間7単位を限度に、その学校に在籍する教員（講師（特別支援教育）含む）が、学級担任と連携の上、指導を実施します。

特別支援教室の対象となる児童・生徒

知的発達に遅れがなく以下の障害がある児童・生徒のうち、通常の学級において概ね学習することができ、一部障害に応じた特別な指導を受けることを必要とする児童・生徒

自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手、こだわりが強い等の発達の偏りが見られる児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等がある児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙等がある児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難がある児童・生徒

<拠点校及び巡回校>

拠点校	巡回校
番町小学校	麹町小学校
九段小学校	富士見小学校
千代田小学校	お茶の水小学校
和泉小学校	昌平小学校
神田一橋中学校	麹町中学校
	九段中等教育学校 （前期課程）

「指導内容と身に付ける資質・能力の例」

○文字の読み方、書き方、計算の仕方等、自分に合ったやり方を見つける

→自分が得意なこと、不得意なことを知り、自分に合った学習方法を習得したり、集中して取り組む力を身に付けたりする

○学校生活場面を想定した表現の練習を重ねる

→円滑なコミュニケーションのための知識・技能や、感情や欲求を上手にコントロールする力を身に付ける

○課題に応じて改善に向かう運動を繰り返し行う

→バランス感覚や手先の巧緻性の向上等、身体の動きを調整する力を身に付ける

③ 通常の学級＋弱視通級指導学級又は難聴通級指導学級

千代田区内に学級を設置していませんが、弱視・難聴のあるお子様を対象に、特別支援学校や他区市に設置された学級において週8時間以内で、改善のための指導を受けることができます。

通 級 指 導 学 級 (弱 視 ・ 難 聴)

通常の学級に在籍し、視覚障害・聴覚障害のある児童・生徒を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。千代田区内には設置していないため、保護者等の送迎で、都立特別支援学校、近隣区市の学級設置校に通います。

④ 申込み方法

小学校入学前の場合、まずは児童・家庭支援センターの就学相談にお申し込みください。入学後は、在籍している学校への申込みになりますので、学級担任や特別支援教育コーディネーターに相談してください。

(3) 特別支援学級(知的障害固定学級)※小学校2校、中学校1校に設置

特別支援学級とは・・・

知的発達に遅れがあり、意思疎通に軽度の困難があり日常生活のために一部援助が必要である程度のお子様が、発達状況に応じて少人数で編制された学級で学びます。8人で1学級となり、学習時のグループの編制は教科等に応じて変わることがあります。

学校公開がある学校では、それぞれの学級で公開授業を行っている場合があります。希望する場合や迷っている場合はぜひご参加ください。また、公開日に行けない場合は、児童・家庭支援センターの相談担当を通じてご相談ください。

特 別 支 援 学 級

通常の学級における学習では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒を対象として設置された学級です。千代田区では、富士見小学校、千代田小学校、麴町中学校に知的障害特別支援学級を設置し、一人一人の障害や状況等に応じた指導・支援を行っています。

特別支援学級の対象となる児童・生徒



知的発達に遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒

児童・生徒の障害の特性等に応じて特別な教育課程を編成し、指導方法を工夫して指導を進めています。また、教科や学校行事などを通じて通常の学級との交流及び共同学習を行っています。

「日常生活場面と結び付けた教科学習の例」

(小学校)

- 国語：絵本などを見て、登場するものや動作を思いうかべたり、時間や順序など内容を捉える
- 算数：ものどものを対応させて、個数を比べたり、まとまりで数えたりする
- 体育：健康に必要な事柄に気付き、教師や他者に伝える

(中学校)

- 国語：文章に対する感想を伝え合い、内容や表現のよいところを見つける
- 理科：水や空気の性質について調べる中で、見いだした疑問について既習の内容や生活経験を基に予想し表現する
- 職業・家庭：職業や進路に関わることについて考え、発表する

○特別支援学級の時間割の例

校時・時程	月	火	水	木	金
8:25～8:40	朝会	運動	集会	運動	運動
1校時 8:45～9:30	生活単元 学習	生活単元 学習	生活単元 学習	国語	日常生活の 指導
2校時 9:35～10:20	国語	算数	体育	道徳	国語
10:20～10:40	中休み				
3校時 10:40～11:25	算数	図工	算数	体育	算数
4校時 11:30～12:15	国語	図工	学活	図書	体育
12:15～13:40	給食 昼休み 清掃				
5校時 13:40～14:25	音楽	音楽	遊び	生活単元 学習	図工

○通学区域について

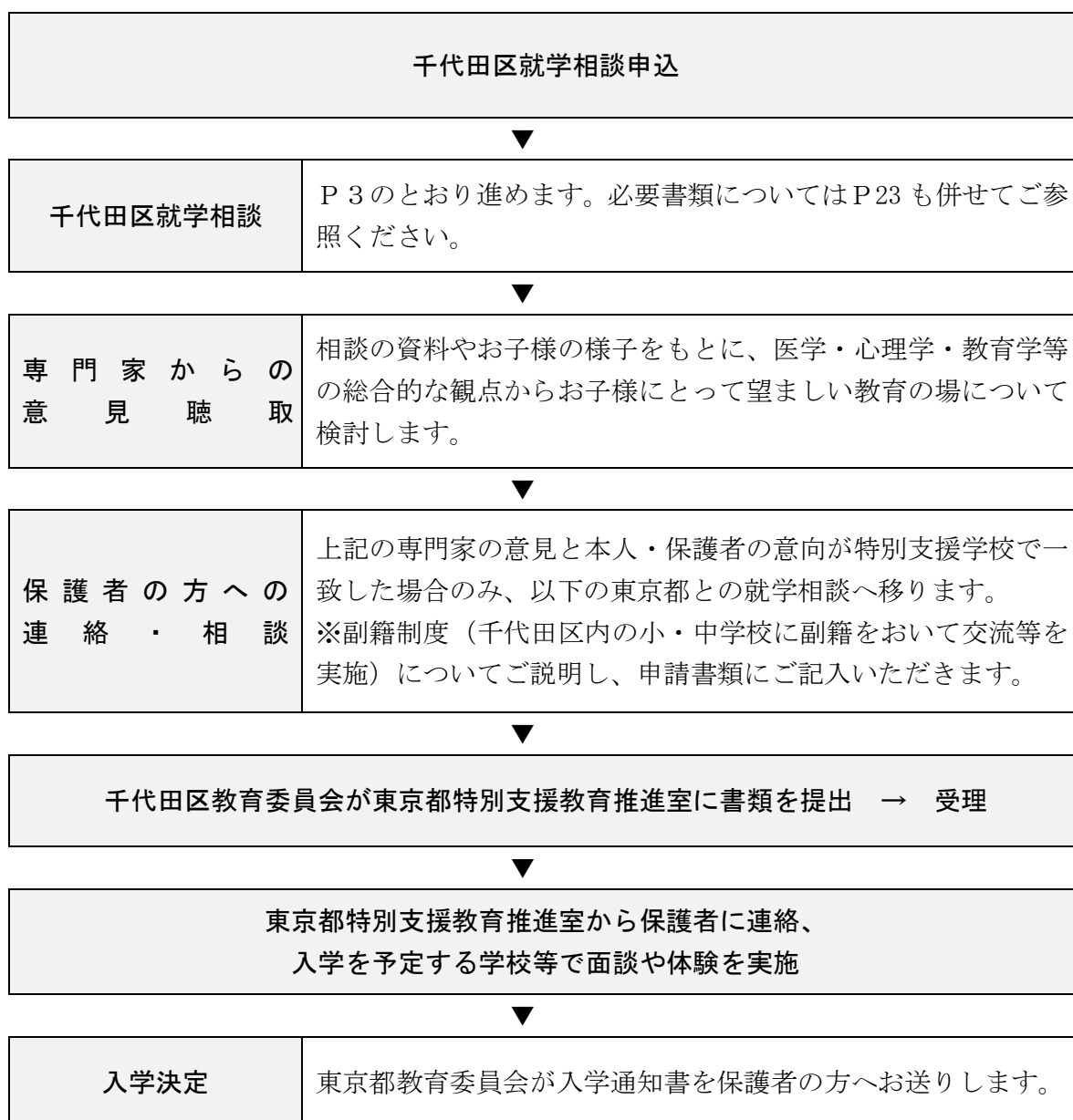
設置校	通学区域
富士見小学校	麴町小学校、九段小学校、 番町小学校、富士見小学校の通学区域
千代田小学校	お茶の水小学校、千代田小学校、 昌平小学校、和泉小学校の通学区域
麴町中学校	千代田区全域

3 都立特別支援学校＜東京都の就学相談＞※児童・家庭支援センターへの相談の申込みが必要です。

東京都立特別支援学校への就学を希望する場合は、千代田区教育委員会での就学相談で保護者の希望とお子様の状態から就学先が「都立特別支援学校」と決定した後、千代田区教育委員会が東京都特別支援教育推進室に必要書類を提出し、受理されると東京都との就学相談が開始されます。指導の内容、スクールバス等については、東京都の就学相談の中でお話しすることになります。

千代田区にお住まいのお子様が、特別支援学校へ入学した場合、お住まいの住所の通学区域の小・中学校に「副籍」が置かれ、保護者の希望により「副籍交流事業」等が行われています。副籍制度の詳細についてはP25を併せてご参照ください。

【就学相談の主な流れ（小中学校入学前の場合）】



※ 必要なケアやスクールバスについては、都立特別支援学校と相談になります。

○特別支援学校（知的障害）の時間割の例（小学１年生）

校時・時程	月	火	水	木	金
8:55～9:25	日常生活の指導				
9:30～9:50	朝 の 体 育				
10:00～10:25	国語・算数／自立活動（※１）				
10:30～11:15	生活単元 学習	図画工作	音楽	体育	生活単元 学習
11:20～12:05	生活単元 学習	（※２） 国語・算数	（※２） 国語・算数	（※２） 国語・算数	生活単元 学習
12:10～12:25	日常生活の指導				
12:25～12:55	給 食				
12:55～13:15	日常生活の指導				
13:15～13:35	昼 休 み				
13:35～14:00	日常生活の指導				

（※１）「自立活動」は重度重複学級のみです。

（※２）「国語・算数」は集団学習を行います。

4 千代田区周辺の都立特別支援学校（小学部・中学部）一覧

種別	学校名	住所	設置 学部	電話番号
知的 障害	青山特別支援学校	港区南青山 2-33-77	小中	3 4 7 8 - 5 0 6 1
	城東特別支援学校	江東区大島 6-7-3	小中	3 6 8 3 - 6 2 3 0
	臨海青海特別支援学校	江東区青海 2-5-1	小中	3 5 2 9 - 5 7 0 0
不 自 由 肢 体	墨東特別支援学校	江東区猿江 2-16-18	小中 他	3 6 3 4 - 8 4 3 1
視 覚 障 害	葛飾盲学校	葛飾区堀切 7-31-5	小中 他	3 6 0 4 - 6 4 3 5
	久我山青光学園	世田谷区北烏山 4-37-1	小中 他	3 3 0 0 - 6 2 3 5
聴 覚 障 害	中央ろう学校	杉並区下高井戸 2-22-10	中高	5 3 0 1 - 3 0 3 1
	大塚ろう学校	豊島区巣鴨 4-20-8	幼小	3 9 1 8 - 3 3 4 7
	(城東分教室)	江東区大島 6-7-3 都立城東特別支援学校内	幼小	3 6 8 5 - 9 1 0 0
	葛飾ろう学校	葛飾区西亀有 2-58-1	小中 他	3 6 0 6 - 0 1 2 1

※知的障害特別支援学校については通学区域が決まっています。

※病弱の病院内訪問教育は、病院ごとに担当校が決まっています。詳しくは、東京都教育委員会のホームページをご確認いただくか、就学相談担当にお問合せください。

5 就学先が決まったら

お子様の様子を学校と共有しましょう。

入学までのお子様の様子や入学後に必要な配慮等について、保護者と学校が情報を共有して適切な指導・支援を行うために、下記の資料を作成し、引継ぎを行っています（任意）。書類の作成や引継ぎにあたっては、保護者の方と相談をしながら進めます。引き継いだ資料を参考にして、入学後に教育支援シートを作成し、お子様の指導・支援に役立てています。

また、教育支援シート、保育支援シート、就学支援シートについては、保護者の方の同意を得たうえで各学校、園、療育機関等の関係機関で共有し、就学後のお子様の指導・支援に役立てています。

名称	作成場所
・ 就学支援ファイル (就学相談で作成した資料)	児童・家庭支援センター等
・ 教育支援シート	区立幼稚園、こども園、学校等
・ 保育支援シート	区立保育園、こども園等
・ 就学支援シート	療育機関 (子ども発達センター さくらキッズ等)



千代田区立学校に就学される場合は相談担当が学校に訪問し、お子様の様子等について引継ぎます。



6 よくある質問

【通級による指導（特別支援教室・ことばの教室）について】

Q 1 通級による指導を就学前に申し込んだ場合、いつから利用ができますか。

A 1 4月上旬は通級担当教員が教室に入って学校生活に慣れることを含めた指導を行い、4月中旬以降から個別に取り出しによる指導を開始するケースが多いです。開始時期は、学校の担当教員に確認をしてください。

なお、利用が望ましいと教育委員会が判断したお子様については、3月中に利用決定通知及び教育支援シートの様式を保護者に送付します。利用が決定した方には、通級担当教員より面談等の相談の連絡が入る場合があります。就学後の具体的な指導について相談し、教育支援シートを作成していきます。

Q 2 就学相談に申し込まないと通級による指導の利用はできませんか。

A 2 利用の必要性を検討するにあたり、就学前のお子様については医師診察記録や心理検査結果報告書のご提出をお願いしています。また、就学前の支援を継続し、入学後に教室での適切な支援を行うためにも、就学相談を通じて資料のご作成、ご提出をお願いしています。

入学後の場合は、就学先の学級担任、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。2学期からの利用を希望される方は5月頃、3学期からの利用を希望される方は7月頃、次年度から利用を希望される方は9月頃を目途にご相談をされることをお勧めします。

Q 3 通級による指導で、授業の内容で分からないところを個別に教えてもらうことはできますか。

A 3 通級による指導は、特別の教育課程を編成し、障害に応じた教育を行います。通常の学級で扱っている題材を用いる場合もありますが、お子様の特性に応じた指導を行い、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けることが目的ですので、補習等、授業の内容のみを教えるものではありません。

Q 4 通級による指導は、どの時間に実施しているものですか。また、週に何時間程度実施してもらえますか。

A 4 通級による指導は、原則として在籍学級における授業時間内にお子様の指導時間を設定し、指導を行います。お子様の状況や学校の体制により、時間外の実施を検討する場合があります。指導時間数は週に最大8時間とされていますが、利用対象者の指導時間数はおよそ週に1、2時間です。なお、指導を受ける時間帯や指導時間数についてはお子様の状態に合わせて保護者、担任、担当教員等と相談し決定します。

Q 5 抜けた授業の内容はどうなりますか。

A 5 ご家庭のご協力を得ながら、プリント等を活用して補います。

Q 6 一度申し込んだら、卒業まで利用しなければいけませんか。

A 6 通級による指導はお子様が在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるようになることを目指し、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けるために必要なことを目標として設定します。在籍学級における状況の把握など十分な評価を行い、お子様の状態について担当教員や担任と相談し、困難さによる「つまずき」が軽減された場合には学校を通じて終了届出書をご提出いただきます。その後は在籍学級における支援へと移行します。
原則の指導期間は1年とし、指導の延長が必要かどうかを検討することが大切です。

Q 7 特別支援教室とことばの教室を同時に利用することはできますか。

A 7 通級による指導は、在籍学級における授業時間内または放課後の時間帯にお子様の指導時間を設定し、実施することになります。したがって、在籍学級の授業を抜けること、または在籍学級の授業に加えて指導を受けることが必要となり、お子様にとっては負担となる可能性が考えられます。
そのため、就学の段階では、お子様の状態に応じて、通級による指導を行うことが必要であるかどうか、必要である場合にはどの指導を行うことがより望ましいかを検討することになります。

【特別支援学級について】

Q 8 特別支援学級のある学校が遠く、子の送迎ができません。どうしたらよいですか。

A 8 特別支援学級に在籍する児童・生徒については、登下校時に車両を運行し、通学支援を行っています。ご希望の方は、小学校は新入生説明会の際に配布される申請書を、中学校は就学相談申し込みの際の住所宛てに送付される申請書を、指導課にご提出ください。

送迎の際は、乗降車場所まで保護者等が付き添う必要があります。ただし、中学生は自宅への送迎に限り、一人での利用が可能です。その場合、車両に乗車するまでの間や降車した時点から、保護者が安全管理の責任を負いますので、お子さんの状況等をよく勘案したうえで、ご検討ください。

下校については、愛の手帳等をお持ちのお子様は移動支援事業の利用も可能です。（※利用にあたっては、お子様の引き渡し方法についても学校とご相談ください。）

Q 9 通常の学級に在籍してから、特別支援学級に移ることはできますか。

A 9 就学後に通常の学級から特別支援学級に移ること、特別支援学級から通常の学級に移ること、特別支援学級から特別支援学校に移ること等を「転学」といいます。

環境が変わることはお子様にとって大きな変化になりますので、お子様の就学先についてはなるべく入学前に検討することをお勧めしています。ですが、入学後もお子様の障害の状態や発達の状況に合わせて、最も教育的ニーズに応じた指導を受けることができる場を検討していくことは大切です。転学を検討される場合にはまず、在籍校の先生とご相談ください。必要に応じて医師診察記録や心理検査結果報告書等、就学相談と同様の資料をご提出いただきます。また、学校見学・学級体験を行い、本人や保護者の意向を確認させていただきます。特別支援学級から通常の学級、特別支援学校に転学する場合も同様です。

いずれの場合も、転学前と転学後の教育課程が異なるため、転学前に、転学後も見据えた目標に基づき、指導及び評価を行うことが必要です。転学先においては、その評価に基づき、お子さんの学習状況に合わせた目標を設定します。目標の設定、評価、引継ぎには、教育支援シートを作成し、活用していきます。教育支援シート作成の際は、在籍校の先生とご相談のうえ、転学先及びご家庭で支援を検討していくことも大切です。

Q10 通常の学級と特別支援学級の「交流及び共同学習」はどのようなものですか。

A10 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面、この両方の側面を分かちがたいものとして捉え、推進していくものです。

「交流及び共同学習」の推進に当たっては、計画的、組織的に継続した活動を実施することや、活動を共に行う直接的な交流のみではなく、手紙のやり取りなどの間接的な交流等、様々な方法を工夫することも大切です。

お子様の状況や希望、学校の状況に応じて、特別支援学級に在籍しながら、教科や内容によって通常の学級の授業に参加したり、通常の学級と同じ行事に参加したりします。（具体的な内容については学校公開や見学等の際にお問合せください。）

Q11 特別支援学級、特別支援学校の対象となる子どもの状態についての違いを教えてください。

A11 お子様の状態についてはP24の表に示してあるような程度を基準としながら、総合的に勘案して検討していきます。

Q12 特別支援学校との教育内容の違いは何ですか。

A12 大きな違いは、3点あります。

1点目は、学級編制の人数です（特別支援学級：8人1クラス 特別支援学校：6人1クラス※重度重複障害：3人1クラス）。

2点目は、教員の専門性です。特別支援学級や通級による指導は小学校・中学校の教員免許状を持っている教員が担当します。特別支援学校の教員はその他、原則として特別支援学校教員免許状を取得しています。なお、特別支援学級の担当教員は研修や特別支援学校との連携を通じ、専門性を高めています。

3点目は、指導内容です。特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）では、小中学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられています。また、子どもの障害の状態等に応じて柔軟に教育課程を編成できるようになっています。なお、知的障害特別支援学校については知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

特別支援学級は基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子どもの実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっています。

参考 特別支援学級（知的障害）の教育課程のイメージ（太枠が特別の教育課程）

知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別な活動※	各教科等を合わせた指導 (生活単元学習等)
----------------------------------	----	-----------	--------	--------------------------

※学級活動、クラブ、行事等

- ・自立活動の内容については、教育活動全体を通して指導
- ・各教科の内容については、教育支援シートに基づき計画されます。教育支援シートは担任と保護者が相談の上、作成します。

Q13 知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科とは何ですか。

A13 知的障害のある児童・生徒のための各教科は、学年ではなく、段階別に目標及び内容が学習指導要領に示されています。同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童・生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができます。

小学校は3つの段階に、中学校は2つの段階により目標が示されています。

そのため、教科書も段階に合わせた文部科学省著作教科書や一般図書を使用します。

【就学相談の手続きについて】

Q14 初回面談には子どもを連れて行った方がよいですか。

A14 お子様の様子については在籍園等で見せていただきますので、面談は保護者のみで構いません。預けることが難しい等によりお子様と一緒にいらっしゃる場合には事前にご連絡ください。

Q15 以前、療育機関や医療機関で発達検査を受けたことがあります。改めて検査を受ける必要がありますか。

A15 所見も含めた結果のコピーをご提出ください。実施が2年以上前の場合には、再度の検査をお願いすることがあります。児童・家庭支援センターで受けていただくこともできます。

Q16 医師診察記録は、どこの病院で書いてもらうとよいですか。

A16 医師診察記録は医学的側面から学校生活における支援の必要性を検討するための資料となりますので、発達の相談にかかっている医療機関があれば、その医療機関でお願いします。かかりつけの医療機関がない場合には、早めに児童・家庭支援センターへご相談ください。また、発達検査の結果が必要な場合や、診察の予約や書類作成に時間がかかる場合がありますので、かかりつけの医療機関がない場合には、早めの受診をお願いします。

Q17 就学先を選ぶためにはどのようにしたらよいですか。

A17 まずは、児童・家庭支援センターにご相談ください。就学先を検討するために必要な書類の案内や就学先等の情報提供をさせていただきます。また、学校公開等でお子様と一緒に特別支援学級や特別支援学校を見学することをお勧めします。
可能であれば体験入級を行うとお子様も学校生活がイメージしやすくなります。見学や体験をしてみてもお子様の意見を聞いてみることもよいでしょう。また、療育機関の先生や医師の意見等、一つの意見のみではなく、多様な方の意見を聞くことをお勧めします。

Q18 就学先は、どのように決まりますか。

A18 医学・心理学・教育学の専門家等から、お子様にとってふさわしい教育環境についての意見を聴き（就学支援委員会等）、就学先や支援方法等について保護者にご提案します。

最終的な就学先は、障害や心身の発達の状態、お子様の教育的ニーズ、お子様及び保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から教育委員会が決定し、入学通知書を送付します。（特別支援学校に就学する場合は、東京都教育委員会が決定）

Q19 希望する就学先が就学支援委員会等での意見と異なる場合は、手続きが必要ですか。

A19 最終的な就学先はA18のとおり決定しますので、特別な手続きは不要です。ただし、特別支援学校や特別支援学級など、様々な学びの場の見学をされていない場合は、希望する就学先とは異なる教育の場についても見学や体験をお願いすることがあります。

また、この場合は、引き続き相談ができる体制を整えていますので、就学後もお子様の様子を観察させていただき、その様子を保護者や学校と共有させていただきます。児童・家庭支援センターや学校と継続的に面談等を行い、お子様の状況を共有することで、教育の場の変更を含め、適切な指導や必要な支援について相談を行うことができます。

Q20 就学相談途中で千代田区外に転居することになった場合、どうしたらよいですか。

A20 原則として、就学相談は現住所地で行います。そのため、千代田区から区外に住所が移った時点で、千代田区での就学相談は終了となります。ご希望であれば、その時点まで進めていた相談の内容は転居先の自治体に引き継ぐことができます。作成した就学相談資料については、転居先の自治体に、保護者の方よりお渡しください。

【入学後の相談について】

Q21 学校生活や学習に不安や心配が出てきた場合にはどうしたらよいですか。

A21 ためらわずに、まずは学校に相談してください。学校では、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等に相談することができます。また、児童・家庭支援センターで実施する教育相談で、心理士が相談を受けることもできます。

Q22 小学校で特別支援学級に在籍した場合、中学校も特別支援学級に在籍することになりますか。

A22 特別支援学級に在籍している小学生は、中学校に就学する際に全員に「就学相談」の申込みをお願いしていますので、その時にお子様の様子やご希望をお話してください。

【その他】

Q23 学区域とは異なる学校に就学させたいのですが、どうしたらよいですか。

A23 区立小学校へ就学するお子様は、お住いの住所によって指定された学校に就学します。特別な事情（転居予定等）により指定小学校の変更を希望される場合、通常の学級に就学するお子様については、区のホームページをご覧ください。特別支援学級に就学するお子様については、指導課特別支援教育担当へお問い合わせください。

7 相談・支援の窓口（教育委員会関係及び関係部署）

学校一覧	
麴町小学校 所 在 地：千代田区麴町 2－8 電話番号：3 2 6 3－7 3 3 7 FAX 番号：3 2 8 8－3 4 1 7	
九段小学校 所 在 地：千代田区三番町 16 電話番号：3 2 6 3－0 5 6 4 FAX 番号：3 2 8 8－3 4 1 8	
番町小学校 所 在 地：千代田区六番町 8 電話番号：3 2 6 3－3 7 2 1 FAX 番号：3 2 6 3－3 7 2 3	
富士見小学校 所 在 地：千代田区富士見 1－10－3 電話番号：3 2 6 3－1 0 0 6 FAX 番号：3 2 8 8－3 4 1 6	
お茶の水小学校 所 在 地：千代田区猿樂町 1－1－1 電話番号：3 2 9 2－0 4 1 4 FAX 番号：3 2 1 9－2 1 5 7	
千代田小学校 所 在 地：千代田区神田司町 2－16 電話番号：3 2 5 6－6 7 6 8 FAX 番号：5 2 5 6－6 8 2 2	
昌平小学校 所 在 地：千代田区外神田 3－4－7 電話番号：3 2 5 1－0 4 4 8 FAX 番号：5 2 5 6－6 7 0 8	
和泉小学校 所 在 地：千代田区神田和泉町 1 電話番号：3 8 6 6－3 9 3 9 FAX 番号：5 6 8 7－8 3 9 6	
麴町中学校 所 在 地：千代田区平河町 2－5－1 電話番号：3 2 6 3－4 3 2 1 FAX 番号：3 2 6 3－4 3 3 9	
神田一橋中学校 所 在 地：千代田区一ツ橋 2－6－14 電話番号：3 2 6 5－5 9 6 1 FAX 番号：3 2 6 5－4 0 4 0	
九段中等教育学校 所 在 地：千代田区九段北 2－2－1 電話番号：3 2 6 3－7 1 9 0 FAX 番号：3 2 8 8－3 4 9 9	

就学相談、発達についての心配、療育等
担 当：児童・家庭支援センター 発達支援係 所 在 地：千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階 電話番号：5 2 9 6 - 9 2 8 1 FAX 番号：5 2 9 8 - 0 2 4 0
家庭内のこと、児童のこと等
担 当：児童・家庭支援センター 子ども家庭相談係 所 在 地：千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階 電話番号：5 2 9 8 - 2 4 2 4 FAX 番号：5 2 9 8 - 5 5 2 1
教育相談
担 当：児童・家庭支援センター 所 在 地：千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階 電話番号：3 2 5 6 - 8 1 4 0 FAX 番号：5 2 9 8 - 0 2 4 0
通学区域のこと、就学通知のこと等
担 当：学務課学務係 所 在 地：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階 電話番号：5 2 1 1 - 4 2 8 4 FAX 番号：3 2 8 8 - 3 4 2 0
通級による指導、その他特別支援教育全般について
担 当：指導課特別支援教育担当 所 在 地：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階 電話番号：5 2 1 1 - 3 6 6 6 FAX 番号：3 2 8 8 - 3 4 2 0
各学校、指導の内容等
担 当：指導課指導主事 所 在 地：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階 電話番号：5 2 1 1 - 4 2 8 6 FAX 番号：3 2 8 8 - 3 4 2 0
移動支援等
担 当：障害者福祉課総合相談担当 所 在 地：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所3階 電話番号：5 2 1 1 - 4 2 1 7 FAX 番号：3 5 5 6 - 1 2 2 3
都立特別支援学校への入学等
担 当：東京都特別支援教育推進室 所 在 地：新宿区赤坂元町1-3 電話番号：5 2 2 8 - 3 4 3 3 FAX 番号：5 2 2 8 - 3 4 5 9

8 相談で活用する資料等

- (1) 教育の場
- (2) 副籍リーフレット
- (3) 就学相談資料（就学相談時、提出が必要なもの）
 - ① 相談票（小中学校入学用）
 - ② 面談票
 - ③ 医師診察記録
 - ④ 心理検査結果の報告書

※（3）のほか、⑤学校（園）や療育機関でのお子様の様子についての書類等の提出をお願いする場合があります。学校（園）へは、教育委員会から作成を依頼します。療育機関へは、保護者から作成を依頼していただく場合があります。



○参考（１）教育の場

＜表 都立特別支援学校・千代田区立特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度＞

都立特別支援学校		千代田区立学校特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	— 都立特別支援学校内・他区市の通級指導学級	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの		【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	【富士見小学校・千代田小学校・麹町中学校】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	—
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	— 千代田小学校（ことばの教室） 特別支援教室（区立学校全校）	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの		病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者	—		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
根拠法令等	学校教育法施行令22条の3	「平成25年756号通知」及び「平成18年1178号通知」（文部科学省）	



副籍制度を知っていますか

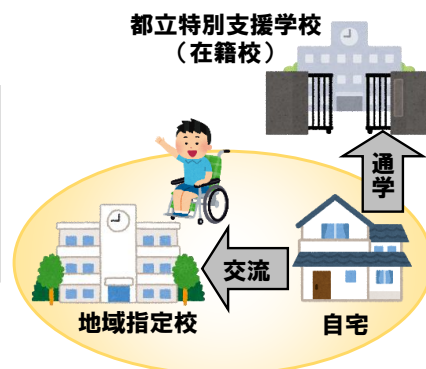


1 副籍制度とは

副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校（通常学級）に副次的な籍（副籍）をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続するための制度です。

2 副籍制度が目指すもの

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供である」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解が進み「豊かな心」をはぐくむことが期待されます。



3 副籍の対象及び交流する学校

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が対象となります。地域指定校（＝副籍校）決定は千代田区教育委員会が行います。（特別な事情で地域以外の学校を希望する場合や、副籍を持つことを辞退される場合は、区教育委員会及び特別支援学校に相談してください。）

4 保護者・教員の声

副籍制度の成果や課題を把握するため、都立特別支援学校小・中学部の全保護者と全教員、及び地域指定校の教員（一部地域）にアンケートを実施しました。（平成24年9月・都教育委員会）

72%の保護者が「直接的な交流」の内容に満足しています。

- ・近所でよく声をかけてもらえるようになった。公園で会ったときには、遊びの仲間に入れてくれた。地域で過ごしていく中で、大事な一歩が踏み出せたと思う。
- ・障害のある子供との接し方が自然になってきている。以前はじろじろ見られたりしたが、今は声を掛けてくれる子供が増えて嬉しい。



特別支援学校の保護者



79%の教員が、副籍制度は共生社会の実現に向けて意義があると考えています。

- ・障害についての「出前授業」を交流の前に行うと、地域指定校の先生や子供の障害に対する理解がぐっと深まると感じた。
- ・お互いの教員が忙しい中でも、思いやりをもってやりとりをすることができた。気持ちがつながっていると感じられるときは、副籍制度の意義を感じる。

特別支援学校の教員

70%の教員が、小・中学校の主体的な取組が必要であると考えています。

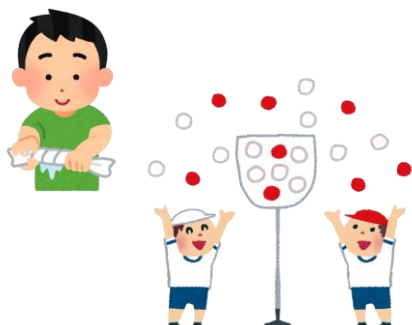
- ・特別支援学校の子供が、交流学級の子供たちに会って嬉しさを表現してくれることで、学級の子供たちも迎える良さを感じることができた。
- ・学校外で顔を合わせたときに、お互いに挨拶を交わすようになった。相互理解のため、副籍制度は意義があると思う。



地域指定校の教員

5 副籍の内容は3種類(いずれかを選びます)

(1) 直接的な交流 地域指定校の行事又は授業などに参加する交流



- ◆小・中学校の通常学級との交流です。
- ◆保護者の方の引率のもとで授業や行事に参加します。
- ◆「無理なく、できるところから、少しずつ」
お互いの学校と児童・生徒の状況を踏まえ実現可能な範囲を見定めて計画、実施します。
- ◆回数：多くは学期に1回～年に数回、交流しています。
- ◆学校便り、行事案内の交換や展覧会への出品などは間接的な交流と同時に進めます。

【交流例】

- 行事など：運動会（体育祭）・学習発表会（文化祭）・お祭りなど 行事への部分参加や見学
全校朝礼・集会・朝の会・帰りの会・給食・掃除・生徒会・部活動等への一部参加
- 授業：国語・音楽・理科・図工・体育・クラブ活動・学級活動・お楽しみ会等への参加

- ★ 交流開始前に特別支援学校の先生が地域指定校への出前授業「障害理解啓発授業」を行うことができます。
- ★ 直接的な交流を行う児童・生徒の交通費は就学奨励費の対象となり、要件を満たした場合、ケースに応じて支払われます。



(2) 間接的な交流 学校便り、行事案内のやりとりが中心の交流

- ◆学校便りや学校行事の案内を交換
- ◆地域指定校の展覧会などに出品 他

【やりとりの方法】

- ・親子で定期的に学校便りを受け取りに行く（渡す）
- ・地域指定校の児童・生徒が自宅に届ける
- ・その他の方法（学校同士の郵便＝交換便を利用 など）



(3) 副次的な籍のみ置く

- ◆地域の学校に副次的な籍は置きますが、交流は行いません。



- ・地域指定校については、こちらまでお問い合わせください。

千代田区教育委員会事務局指導課 03-5211-3666

- ・交流の具体的内容については、入学後こちらまでお問い合わせください。

都立墨東特別支援学校 03-3634-8431

都立青山特別支援学校 03-3478-5061

都立城東特別支援学校 03-3683-6230

都立臨海青海特別支援学校 03-3529-5700

他、入学先の各特別支援学校まで。

○参考（3）①

就学相談票

1 現在の教育等

現在通っている保育所・幼稚園、療育・相談機関、学校等		
	名 称	利 用 期 間
保育所・幼稚園		年 月～
療育・相談機関		年 月～
		年 月～
学 校	立 学校	学級 第6学年在学
そ の 他		

2 就学を希望する学校（就学相談開始時点の希望校）

就 学 を 希 望 す る 学 校		
区 市 町 村 立 小 学 校 ・ 中 学 校	立 学校	通常の学級・特別支援学級（固定）
	立 学校	通常の学級・特別支援学級（固定）
	特別支援教室 の利用を希望する	立 学校
	（ 言語 ・ 難聴 ・ 弱視 ）の 通級による指導の利用を希望する	（ 学級 ）
都 ・ 区 ・ 国 ・ 私 立 特 別 支 援 学 校	立 特別支援学校 学園・養護学校	視覚・聴覚・肢・知・病・訪
	立 特別支援学校 学園・養護学校	視覚・聴覚・肢・知・病・訪

3 手帳の有無

手 帳	愛の手帳（ 度）	な し	身体障害者手帳（ 種 級）	な し
	療育手帳（ ） 年 月 日交付	申 請 中	年 月 日交付	申 請 中

4 情報提供して欲しい内容について

(1) 就学相談の流れ []	
(2) 教育内容等について	ア 通常の学級に関すること []
	イ 特別支援学級に関すること []
	ウ 通級による指導に関すること []
	エ 特別支援教室に関すること []
	オ 都立特別支援学校に関すること []
(3) その他 []	

（こちらの面は、保護者の方に記入してもらいます。）

面 談 票

児童・生徒氏名：_____

記入者：_____

現在の様子 ☆家庭や園・学校で ・困っていること ・気になること	
---	--

現在の健康状態や成長・発達の様子など						
現在の身長・体重	身長	cm	体重	kg		
出生時のようす	出生時身長		出生時体重			
	cm		g			
発育のようす	【特記事項】					
	①首のすわり	歳	ヵ月	②寝返り	歳	ヵ月
	③おすわり	歳	ヵ月	④はいはい	歳	ヵ月
	⑤つかまり立ち	歳	ヵ月	⑥歩き始め	歳	ヵ月
	⑦発語	歳	ヵ月	⑧人見知り	歳	ヵ月
【特記事項】						
診断名 (病名等)						
診断を受けた病院等						
医療について	医療機関名	①				
		(科)				
		②				
	(科)					
	③					
	(科)					
	発作 ＜あり・なし＞	服薬	①薬剤名： (朝・昼・夕・晩)			
			②薬剤名： (朝・昼・夕・晩)			
	アレルギー ＜あり・なし＞		③薬剤名： (朝・昼・夕・晩)			
			④薬剤名： (朝・昼・夕・晩)			
医療的ケア ＜あり・なし＞	内容	吸引・経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう・導尿・酸素・人工呼吸器 その他 ()				
【学校生活を送る上での配慮事項】						

児童・生徒氏名： _____

記入者： _____

諸検査の記録			
これまでに実施した検査	実施機関	実施時期	検査結果 ※別紙可
①		年 月	
②		年 月	

就学相談についての希望等	
第1に希望する学校等	備考
立 学校 学級	
第2に希望する学校等	
立 学校 学級	
【就学に関する保護者の意向（希望の理由など）】	
【東京都の相談に引き継いで欲しいこと】	

通 学 の 方 法	
() 一人で通学する。	徒歩・交通機関利用
() 保護者等が送迎する。	徒歩・交通機関利用・福祉タクシー・自家用車
() スクールバスの利用を希望する。	車椅子での乗車希望（有・無）
【通学に伴う課題や要望など】	

児童・生徒氏名： _____

記入者： _____

就学する学校に対する希望

学校教育に対する期待

就学後も継続して利用したいサービス		
	名 称	利 用 頻 度
福 祉 機 関		月・週に 回
		月・週に 回
		月・週に 回
医 療 機 関		月・週に 回
		月・週に 回
		月・週に 回
療 育 機 関		月・週に 回
		月・週に 回
		月・週に 回
その他のサービス		月・週に 回
		月・週に 回
		月・週に 回
		月・週に 回

期待する地域との関わり

--

○参考（３）③

医 師 診 察 記 録

フリガナ 児童・生徒氏名		作成年月日	年 月 日
診断名等	知的障害の有無（有 無）		
所見（学校生活を送る上での医療的な観点からの配慮事項を記入してください。）			
病状や治療			
教育・指導をする上での 配慮点 （医学的観点について 記述してください）			
学校生活での注意点・ 配慮点について	運動・姿勢について 心臓の管理区分（ ） 食事・栄養について 宿泊行事 食物アレルギーなし・あり（ ）薬物アレルギーなし・あり（ ）		
医療的ケアについて	必要な医療的ケア		
	その他の必要なケア（姿勢保持装具・姿勢誘導等）		
服薬について			
その他			
主治医		病院名	
診察者(記入者) (主治医作成の 場合は同上)	氏 名	※	診察科目

※主治医の方が作成した場合は、「同上」と記入してください。

9 引用・参考文献

- 1) 文部科学省 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）
- 2) 千代田区立児童・家庭支援センター（2023） 千代田区子育て応援！！ガイドブック
- 3) 東京都教育委員会 令和 5 年度 ―就学相談の手引― 児童・生徒一人一人の適切な就学のために
- 4) 東京都教育委員会（平成 30 年 5 月一部改訂）小学校における特別支援教室の導入ガイドライン（改訂版）
- 5) 東京都教育委員会（平成 30 年 3 月）中学校における特別支援教室の導入ガイドライン
- 6) 文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm
- 7) 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会
 - ・「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」
 - ・「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ 報告 ―学校における「合理的配慮」の観点―
 - ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 8) 東京都教育委員会（令和 3 年 3 月）特別支援教室の運営ガイドライン

令和6年
就学相談ガイド

編集・発行 千代田区教育委員会事務局子ども部指導課
所在地 千代田区九段南1-2-1
電話連絡 03-5211-3666